

南房総市地域包括支援センター運営協議会と南房総市介護保険事業運営協議会の統合について

1 附属機関統合の概要

南房総市地域包括支援センター運営協議会

【目的】

- (1) 地域包括支援センターの設置等に関する事項の承認に関すること。
- (2) 地域包括支援センターの運営に関すること。
- (3) 地域包括支援センターの職員の確保に関すること。
- (4) 上記のほか、地域包括ケアに関する事項であって、協議会が必要と判断する事項に関すること。

【委員構成】 10人以内

南房総市介護保険事業運営協議会

【目的】

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の介護保険事業計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の老人福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (3) 介護保険法第78条の2第1項の指定地域密着型サービス事業者の指定等及び同法第115条の12第1項の指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関すること。

- (4) 上記のほか、市の介護保険事業の運営上必要な事項

【委員構成】 15人以内

高齢者施策及び介護保険事業を効果的かつ効率的に推進することを目的として、地域包括支援センターの設置、運営等について審議する地域包括支援センター運営協議会と高齢者協議会と高年齢協議会と高年齢協議会と高年齢協議会と高年齢協議会と高年齢協議会との2つの協議会を統合する。

●現行

- ・南房総市地域包括支援センター運営協議会
- ・南房総市介護保険事業運営協議会

●統合後（令和6年4月1日～）

- ・南房総市介護保険事業運営協議会
（分科会：地域包括支援センター運営協議会）